公立大学法人沖縄県立芸術大学彫刻棟（1）空調設備改修工事に関する契約を一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和８年 11 月 18 日

公立大学法人沖縄県立芸術大学理事長　波𠮷野　泉

１　競争入札に付する事項

⑴　工 事 名　公立大学法人沖縄県立芸術大学彫刻棟（1）空調設備改修工事

⑵　工事内容　別添図面等のとおり

⑶　契約期間　契約締結日の翌日から令和９年２月 28 日まで

⑷　工事場所　沖縄県立芸術大学崎山キャンパス（沖縄県那覇市首里崎山町４－212－１）

２　契約条項を示す場所および日時

⑴　場所　沖縄県立芸術大学ホームページ

⑵　日時　公告の日から令和８年 12 月１日（火）まで

３　入札執行の場所及び日時

⑴　場所　沖縄県立芸術大学音楽棟２階 207 会議室（沖縄県那覇市首里当蔵町１－４）

⑵　日時　令和８年 12 月２日（水）午前 10 時 00 分

４　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程(昭和 52 年 10 月 20 日沖縄県告示第 445 号)第２条の規定による事業者であり、令和７・８年度沖縄県建設工事入札参加資格「電気工事業」もしくは「管工事業」として登録している者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき公正手続き開始又は再生手続き開始の申し立てをしている者、若しくは申し立てがなされている者については、手続き開始決定後、資格の再認定を受けている者。）であって次の各号に掲げる者でなければならない。ただし公立大学法人沖縄県立芸術大学契約事務取扱規程第３条の規定に該当する者は、入札に参加できない。

⑴　次に掲げる要件を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
　第一種電気工事士、又は１・２級管工事施工管理技士のいずれかの資格を有するもの

⑵　配置予定技術者にあっては、入札日前に３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

⑶　建設業法に定める建設業の許可を受けている者。

⑷　建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。

⑸　建設業法に基づく許可を得たもので、本県に建設業法に基づく主たる営業所がある者。

⑹　下記の対象工事を過去 10 年間に元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実

績を有すること。なお、特定建設工事共同企業体（特定ＪＶ）又は経常建設共同企業体（経常ＪＶ）の構成員としての施工実績は、出資比率 20%以上のものに限り対象とする。
対象工事　国、地方公共団体その他公共的団体（国立大学法人等）が発注した空調設備工事（新営・改修は問わない）。

⑺　入札日から落札決定日までの期間に、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「法人」という。）及び沖縄県の指名停止措置を受けていないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として沖縄県発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

【参考】
公立大学法人沖縄県立芸術大学契約事務取扱規程
第３条　特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
２　次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後２年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
⑴　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
⑵　競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
⑶　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
⑷　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
⑸　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
⑹　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

５　入札保証金に関する事項

公立大学法人沖縄県立芸術大学契約事務取扱規程第５条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。入札保証金の金額等は、見積もる入札金額の 100 分の５以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

⑴　入札参加者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

⑵　入札参加者が国、地方公共団体その他公共的団体（独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人、沖縄振興開発金融公庫、公益法人及び特別の法律により設立された法人を含む。以下同じ。）と種類および規模をほぼ同じ

くする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか、入札参加者が契約を締結しないこととなるおそれがないと理事長が認めるとき。

６　入札無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

⑴　入札に参加することができない者が入札をしたとき。

⑵　入札に関する条件に違反したとき。

⑶　入札に際して連合その他の不正の行為があったとき。

⑷　同一人が、同一事項について２以上の入札をしたとき。

⑸　入札者又はその代理人が、他の入札者の代理人として入札をしたとき。

⑹　必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

７　前各号に掲げるもののほか、入札に関し必要な事項

⑴　入札に関する詳細は、入札説明書（別紙）による。

⑵　前金払いは契約金額の 40%以内とする。

⑶　本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。